

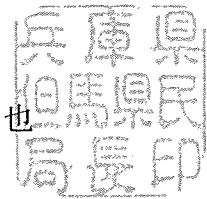


特 定 事 業 許 可 証

住 所 兵庫県美方郡香美町香住区香住 779 番地の 1
申請者 株式会社中村建設
代表取締役 中村 裕二

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例第 23 条の規定により、許可を受けた特定事業であることを証する。

兵庫県但馬県民局長 多 田 欣 也



許可の年月日 令和元年 10 月 2 日
許 可 番 号 第 257011 号

- 1 特定事業区域の位置 美方郡香美町香住区上岡字堤 618 番地 外 9 筆
及び面積 美方郡香美町香住区下岡字堤 1034 番地
56,411 m²
- 2 特定事業の期間 平成 26 年 2 月 21 日から令和 11 年 12 月 25 日まで
- 3 許可の条件
 - (1) 特定事業が他の法令等の許認可を要するものである場合は、所定の手続きを完了した上で着手すること。
 - (2) 特定事業の施工にあたって、工事中は現場責任者を常駐させるとともに事業者が自己の責任において、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めること。
 - (3) 事業場内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう万全を期すること。
- 4 許可の状況
平成26年 2 月 21 日 新規許可
平成27年 6 月 9 日 変更許可 (事業区域の構造の変更及び事業期間の延長)
令和元年 10 月 2 日 変更許可 (事業区域の構造の変更及び事業期間の延長)

令和 5 年 6 月 26 日 住所変更による書換